

平成28年2月から適用する公共工事設計労務単価について

単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の**実勢価格**を適切・迅速に反映
- (2) 社会保険への加入徹底の観点から、**必要な法定福利費相当額**を反映 (継続)

全職種平均

→ 全国 (17,704円) 平成27年2月比 ; +4.9% (平成24年度比 ; +34.7%)
被災三県 (19,457円) 平成27年2月比 ; +7.8% (平成24年度比 ; +50.3%)

※ 被災三県における単価の引き上げ措置 (継続)

参考：近年の公共工事設計労務単価の伸び率

	H25	H26	H27 (H24比)
全国	: +15.1%	→ +7.1%	→ +4.2% (+28.5%)
被災三県	: +21.0%	→ +8.4%	→ +6.3% (+39.4%)

注) 金額は加重平均値、伸率は単純平均値

公共工事設計労務単価の概要

公共工事設計労務単価の概要

- 性格: 公共工事の予定価格の積算用単価
(51職種、都道府県ごとに設定)
- 法令: 予算決算及び会計令第80条第2項
「予定価格は、……取引の実例価格、…等を考慮して適正に定めなければならない。」
- 改訂: 毎年10月、国、都道府県、政令市等発注の公共工事に従事する建設労働者(約16万人)の賃金支払い実態を調査し、年度当初に改訂。

留意事項:

- ・公共工事設計労務単価は、個々の契約(下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金)を拘束するものではない
- ・法定福利費(事業主負担分)や、労働者の雇用に伴う会社負担の諸経費(労働者の募集・解散に要する費用、作業用具・被服に要する費用、労働者の宿泊・送迎費等)は含まない。(これらは別途、間接工事費にて計上されている)
- ・時間外・休日・深夜の手当は含まない(必要に応じ発注者が別途積算)

公共工事設計労務単価の構成

- 予定価格では、1日8時間労働(時間外・休日労働なし)を前提として積算。
- このため、設計労務単価は、支払い賃金から時間外割増賃金等を除いた上で、1日8時間労働に相当する額に換算し設定。(次の①~④)

